

第1 規制①について

1 規制①は、顔を隠して集団行動に参加することを禁止するものであり、参加者の表現の自由を侵害し、憲法 21 条 1 項に違反するか。

2 憲法 21 条 1 項は、表現の自由を保障している。表現の自由は、表現行為を通じて自己の人格形成を実現させ、自己の意思を外部に表明し他者と交流することで民主主義の実現を確保するために最大限保障される。もっともその保障は無制限ではなく、公共の福祉による制限を受ける。

この点、集団行進を行う自由は、自己の思想を表明し個人が自己の人格形成を図るものであるうえ、政治的主張を表明し、民主主義を実現するものであるといえ、21 条 1 項によって保障される。

3 もっとも、規制①はデモそれ自体を禁止するものではなく、メッセージの遮断を目的としないことから内容中立規制にあたりその規制の合憲性は緩やかに判断されるべきであるようにも思われる。そうだとすると、顔を隠してデモに参加することには、就職活動や職場において、デモに参加したことによって不利な扱いがなされないようにするという側面もある。そうであれば、デモに参加する際に顔を隠すことを禁じることによって間接的にデモに参加することを不可能にしているといえ、デモに参加できなくなった者はその思想を外部に表明することができなくなる。よって、実質的にはメッセージの遮断を目的としているものと言えるから内容規制にあたり、その合憲性は厳格な審査によって判断される。すなわち、(i)目的が必要不可欠であり、(ii)その目的を達成するために他の選ぶ手段が存在しない場合に限り合憲となると解する。

4 これを本件についてみると、規制①の目的は集団行進において公共の安全を害する行為が行われるのを抑止することにある。デモ行進を行う際に交通をみださないようにし、暴力行為などから近隣住民等の生命や身体を守ることは公共の福祉にとって必要であり、かつ不可欠であるといえるから(i)規制の目的は必要不可欠であるといえる。次に、上記目的を達成するためには、デモの参加者に顔を隠すことを禁じるほかにも、事前に集団行進を行うルートを主催者と国の間で決め、そのルートに沿って警備員を配置し誘導を行うなどすることが考えられる。もっとも覆面や仮面で顔を隠すことによって誰がやっているか分からないという感覚が生じて普段はしないような行動に出ることもあり、そうした行動を取り締まれるかという疑問もある。しかし、それについてはデモの主催者にあらかじめ注意喚起をし、主催者側がデモ当日の配置を決めそれに従って行進するよう徹底すれば、個人が特定されるという心理的作用が生じ上記のような行動に出る者は減少すると考えられる。また万が一そうした匿名性に乗じて暴力行為等に出た者がいたとしても、当日の配置から個人を特定することができ、適切に取り締まりが行える。

5 よって、(ii)目的を達成するために他の選ぶ手段が他の選ぶ手段が存在すると

コメントの追加 [法t1]: 検討対象の明示ができており、good です。

コメントの追加 [法t2]: 点数表記載のとおり、検討すべきことが検討されておらず、点数に結びつきませんでした。

コメントの追加 [法t3]: 顔を隠して集団行動に参加することができないので、直接的制約ではないですか？

コメントの追加 [法t4]: もう少し詳細に認定する

コメントの追加 [法t5]: 参加者らを事前に届け出ることとは、匿名で参加したい参加者らにとって大きなハードルになるのではないのでしょうか。より緩やかな手段といえるのでしょうか。

いえるから、上記規制は違憲である。

第2 規制②について

1 規制②は、集団行進において公共の安全を害する行為を行った者が一定比率含まれる団体について、その活動のために利用している媒体の義務づけるものであり、憲法 21 条 1 項に違反する。

2 上記の通り、憲法 21 条 1 項によって保障される表現の自由は自己実現の価値、民主政の実現等によって支えられている重要な人権である。そして、SNS などによってデモへの参加を呼び掛けることは表現にあたり、21 条 1 項で保障される。

3 しかし、規制②は集団行進において公共の安全を害する行為を行った者が一定以上含まれる団体を観察対象として指定し、その団体が使用する SNS のアカウント等の報告を義務付けており、それによって観察対象となった団体は自由な表現ができなくなることが考えられる。この規制は、メッセージの遮断を直接の目的としているものではないが、当該指定団体の表現を委縮させるものであるため第 1 と同じく間接的にメッセージを遮断するものといえ、内容規制にあたると解する。よって、第 1 と同じ判断枠組によってその合憲性を検討する。規制②の目的は、公共の安全を害する行為を助長している団体の活動を把握することにある。そして、そうした団体の活動を把握できなければ適切な取り締まりが行えないといえるから、(i) 規制の目的は必要不可欠であるといえる。次に上記目的を達成するために、団体の構成員が、団体の主張を流布するまで場合も含めて報告することまでは必要としないと考える。規制②によって観察の対象となった団体の中には、公共の安全を害する行為を行っていない者も含まれており、そうした者にまで網羅的に報告を義務づけることはデモ行進を行うことを必要以上に躊躇させる危険がある。よって、(ii) 目的を達成するために手段が必要不可欠とはいえないから、上記規制は違憲である。

以上

コメントの追加 [法t6]: 具体的に検討対象は何でしょうか？

⇒下の黄色マーカー部分であれば、問題提起の時点で書くこと。検討対象を明確にする。

コメントの追加 [法t7]: 検討対象があやふやになってしまったこと、安易な認定になっており、点数がつきませんでした。

第 1 規制 1 について

1 保障範囲

憲法 21 条 1 項は表現の自由を保障している。「表現」とは、〇〇を指し、そうして、同条 1 項は、個人が自由に情報、知識、意見に接し摂取する機会を持つことは個人の人格を形成・発展させていくうえで欠くことのできないものとして、表現の自由を保障する。である。また、民主主義社会における思想・意見の自由な伝達という基本原理を実効性あるものにするためにも必要である。

デモでの集団行進は、政治的主張を掲げて実施されており、民主主義に必要な意見の伝達に当たる。よって、表現の自由の保障を受ける。

コメントの追加 [法t1]: 保証範囲に行く前に問題提起をすること。

コメントの追加 [法t2]: これを検討対象とみて、採点しました

書式を変更: 蛍光ペン

2 表現の自由への制約

規制①は顔を隠して集団行進に参加することを禁止している。参加者からは顔を隠して参加することにより就職活動や職場のことを気にせずデモに参加できるとの声がある。このように、顔を隠してデモに参加することには、批判を受けることを避けて自由に意見を言うことができるというメリットがある。しかし、顔を隠してデモに参加することが禁止されると、他者からの反発を恐れて、表現の委縮効果が生じる恐れがある。顔を隠してデモに参加することも表現の自由によって保障されるべきである。

したがって、規制①は顔を隠してデモに参加することを制限する点で表現の自由を制約している。

コメントの追加 [法t3]: どのように制約しているのですか？

3 判断枠組み

デモ行進は政治的主張を伝達するものであるから、規制①によって制約される表現の自由は重要である。また、デモ行進が行われる道路は、多数の人が行き来する場所で表現の場として役立つことから、道路はパブリックフォーラムとして性質を有する。よって、デモ行進における表現の自由は可能な限り尊重されるべきである。

したがって、顔を隠してデモ行進をすることを制約することが許されるのは、表現の自由への公共の福祉に基づく制約が許容されるのは、規制によって得られる利益と制約される表現の自由を比較衡量し、前者が優越する場合に限られると解するべきである。そして、制約される表現の自由の重要性と集会場の性格を踏まえ、厳格に審査するべきである。規制①の目的は公共の安全を害する行為を抑止することであるから、本問では顔を隠してデモに参加する利益と公共の安全を守る利益が対立している。よって、顔を隠してのデモ行進への規制が許容されるのは、規制を行わなければ人の生命・身体に対する危険が生じる明らかに差し迫っていた危険の発生が具体的に予見される場合に限られると解するべきである（泉佐野市市民会館事件に同旨）。

コメントの追加 [法t4]: パブリックフォーラムとはどのようなものか？定義が必要です。
伝統的パブリックフォーラムか、指定的か？

4 反論

ここで、規制①は、デモ行進における表現の内容に関わりなく、デモ行進において顔を隠すことを

一律に禁止する規制である。よって、規制①は伝達するメッセージの内容に関わりなく表現に伴う行動を規制する内容中立規制であり、規制①の合憲性判断枠組みは他により制限の程度の低い規制手段があるかによって判断すべきであるという反論が考えられる。

しかし、顔を隠すことを禁止されることにより表現の委縮効果が生じる。委縮効果により、デモ参加者の表現内容に制約を受けたり、デモに参加することを諦めたりするおそれがある。よって、他により制限の程度の低い規制手段があるかではなく、明らかに差し迫っていた危険の発生が具体的に予見されるかによって合憲性を判断すべきである。

4 当てはめ

規制①はすべてのデモ参加者に対して顔を隠してデモ行進に参加することを禁止するものである。これは、顔を隠したデモ参加者が商店の破壊や放火といった暴力的行為を行った事例が発生したことから、公共の安全のために設けられる規制である。しかし、この規制によって、平穩にデモ活動を行っているデモ参加者が顔を隠してデモに参加することが禁止される。このような平穩にデモに参加している者が公共の安全を害するという明らかな差し迫った危険は予見されない。

5 結論

よって、規制①は違憲である。

第2 規制②について

1 保障範囲

デモ参加者及びデモ参加者が構成する団体は、SNS等を通じてデモ行進の様子の動画やデモの呼びかけを行っている。そして、デモ行進では政治的意見が主張されている。このような表現は、民主主義に必要な意見の伝達であると言え、憲法21条1項により保障される。

2 制約

規制②は集団行進において公共の安全を害する行為を行った者が一定比率以上含まれる団体を指定し、当該団体が使用しているSNSのアカウント等の報告を義務付けるものである。このようにSNSのアカウント等が当局の監視対象となると、表現への委縮効果が生じる。よって、規制②は表現の自由を制約するものである。

3 判断枠組み

規制②により表現の委縮効果は生じ得るものの、規制②で報告の対象となるのはデモ参加者やその構成団体が情報を発信する方法である。仮に規制②により収集された情報が公安委員会に提供され公安委員会による指導がなされとしても、手続は公安条例や道路交通法に則って行われることになる。したがって、規制②は表現内容ではなく、表現方法の規制であることから、①立法目的が重要な公共の利益を促進するものであり、②表現の自由と直接関係がなく、③規制手段の表現の自由に及ぼす付随的效果は立法目的を達成するために必要な限度を超えるものでない場合に合憲と判断すべきである。

コメントの追加 [法t5]: 制約態様で書くべき議論。間違いとまではいいませんが、なぜここで議論しているのかが不明です。

コメントの追加 [法t6]: よって、に流れる前に、もう少し補足が必要。内容中立規制と見えるが、実は内容規制と解される、という結論まで書くこと。

コメントの追加 [法t7]: 問題提起は？規制②は、問題提起がとても重要です。

書式を変更: 蛍光ペン

コメントの追加 [法t8]:

コメントの追加 [法t9]:

コメントの追加 [法t10]: ここをほりさげるべきでした。

コメントの追加 [法t11]: 前文からのつながりが分かりません。
なぜ適正手続を踏んでいるから、表現内容規制ではないと言えるのですか？

4 当てはめ

規制②の目的は公共の安全を害する行為を抑止することである。この目的は重要な公共の利益を促進するものである。

次に、規制②は、表現を発信する方法を当局に報告させるものであり、表現内容を理由に規制するものではない。よって、規制目的は表現の自由と直接関係はない。

最後に、規制②で報告対象となるのは、継続的にデモに参加しているデモ団体の構成員のうち過去に逮捕者が出た者の割合が 10 パーセントを超える団体である。この基準に実際に問題を起こしたことのある団体のみに対象を限定できることは立法事実により確認できる。さらに 10 パーセントという割合は継続的な見直しを予定している。よって、規制は必要な限度を超えるものでないといえることができる。

5 結論

よって、規制②は合憲である。

以上

コメントの追加 [法t12]: 検討不足

第1 規制①の憲法適合性について

- 1 規制①によって、覆面や仮面で顔を隠して集団行進をすることが禁じられている。
- 2 集団行進は、多数人が共通の目的を持って一定の場所に集まり、行進することであるから、集会の一態様であるといえる。憲法21条1項は、集会の自由を保障している。集会は、国民が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成・発展させ、また、自由な意見や情報の伝達、交流の場として必要であり、さらに、対外的に意見を表明するための有効な手段であるから、民主主義社会における重要な基本的人権の一つとして特に尊重されなければならない。
- 3 集会の自由といえども、絶対無制約のものではなく、公共の福祉による必要かつ合理的な制限を受ける。

集団行動による思想等の表現は、単なる言論、出版等によるものとは異なり、現在する多数人の集合体自体の力、つまり潜在する一種の物理的力によって支持されていることを特徴とする。このような潜在的な力は、あるいは予定された計画に従い、あるいは突発的に内外からの刺激、せん動等によってきわめて容易に動員され得る性質のものである。この場合に平穏静寂な集団であっても、時に昂奮、激昂の渦中に巻き込まれ、甚だしい場合には一瞬として暴徒と化し、勢いの赴くところ実力によって法と秩序を蹂躪し、集団行動の指揮者はもちろん警察力を以てしても如何ともし得ないような事態に発展する危険が存在することは、群集心理の法則と現実の経緯に徴して明らかである（東京都公安条例事件）。

そして、規制①は、集団行進それ自体を規制するものではなく、集団行進において公共の安全を害する行為が行われるのを抑止することを目的とするものである。

そして、集会の自由への制約は、基本的人権のうち精神的自由を制約するものであるから、経済的自由の制約における以上に厳格な基準の下になされなければならない。

よって、規制①が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは、規制の目的、目的と目的達成の手段との関連性、規制によって得られる利益と失われる利益の均衡の3点を衡量して慎重に決すべきである。

- 4 規制①は、集団行進において公共の安全を害する行為が行われるのを抑止することを目的とするものであり、この目的は公共の福祉に適合する重要なものである。

また、規制①は、集団行進において、顔面を覆う行為を禁止しているが、これによって、誰がやっているかわからないという感覚が生じ、普段はしないような行動に走ることを抑止することができる。よって、この手段は、公共の安全を害する行為が行われるのを抑止するという目的と合理的な関連性が認められる。

規制①は、集団行為に参加する者に対して、一律に顔面を覆う行為を禁止するものであるから、暴力的な行為をしている者だけでなく、平穏にデモを行っている参加者の大部分に対しても、規制が及ぶ。上述の通り、集会の自由は民主主義社会における重要な基本的人権の一つであり、失われる利益は大きい。一方で、得られる利益は、公共の安全である。よって、均衡を逸しているとはいえない。

5 以上より、規制①は合憲である。

第2 規制②の憲法適合性について

1 規制②によって、集団行進において公共の安全を害する行為を行ったものが一定比率以上含まれる団体は、観察対象として指定さ SNS のアカウント等について、報告が義務づけられる。

2 集団行進は、多数人が共通の目的を持って一定の場所に集まり、行進することであるから、集会の一態様であるといえる。憲法 21 条 1 項は、集会の自由を保障している。集会は、国民が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成・発展させ、また、自由な意見や情報の伝達、交流の場として必要であり、さらに、対外的に意見を表明するための有効な手段であるから、民主主義社会における重要な基本的人権の一つとして特に尊重されなければならない。

3 集会の自由といえども、絶対無制約のものではなく、公共の福祉による必要かつ合理的な制限を受ける。

集団行動による思想等の表現は、単なる言論、出版等によるものとは異なり、現在する多数人の集合体自体の力、つまり潜在する一種の物理的力によって支持されていることを特徴とする。このような潜在的な力は、あるいは予定された計画に従い、あるいは突発的に内外からの刺激、せん動等によってきわめて容易に動員され得る性質のものである。この場合に平穏静寂な集団であっても、時に昂奮、激昂の渦中に巻き込まれ、甚だしい場合には一瞬として暴徒と化し、勢いの赴くところ実力によって法と秩序を蹂躪し、集団行動の指揮者はもちろん警察力を以てしても如何ともし得ないような事態に発展する危険が存在することは、群集心理の法則と現実の経緯に徴して明らかである（東京都公安条例事件）。

そして、規制②は、集団行進それ自体を規制するものではなく、公共の安全を害する行為を実効的に抑止するため、そのような行為を助長している団体の活動を把握する事を目的とする。

そして、集会の自由への制約は、基本的人権のうち精神的自由を制約するものであるから、経済的自由の制約における以上に厳格な基準の下になされなければならない。

よって、規制②が必要かつ合理的なものとして是認されるかどうかは、規制の目的、目的と目的達成の手段との関連性、規制によって得られる利益と失われる利益の均衡の3点を衡量して慎重に決するべきである。

4 上記規制②の目的は、公共の福祉に合致する重要なものである。

規制②は、集団行進において公共の安全を害する行為を行っているとは認められる団体に対して、観察処分を行うことができるとしている。「集団行進において公共の安全を害する行為を行っているとは認められる団体」とは、その構成員のうち、集団行進において公共の安全を害する行為を行い刑に処された者の比率が10分の1以上のものをいう。また、「観察処分」とは、団体の活動として団体の主義、主張等を不特定又は多数の者に対して伝えるために利用している機関誌、ウェブサイト、SNS のアカウント等について、1 か月ごとに報告さ

せるというものである。これは、集団行進において公共の安全性を害する蓋然性の高い団体に、その活動等の情報を提出させるものであり、規制②の目的と合理的関連性を有する。

規制②によって、報告が義務づけられている情報の内容は、団体がその活動のために利用している媒体の名称のみである。また、その内容を委員会等が監視するとしても、その対象は当該団体が機関誌や SNS 等で発表済の情報に限られることになる。そして、この対象となる団体も、上述のように限定されている。一方で、得られる利益は、公共の安全である。よって、均衡を逸しているとはいえない。

5 以上より、規制②は合憲である。

再チャレ 憲法 2021 司法試験

第1 規制①について

- 1 規制①は顔を隠して集団行進に参加することを禁止する規定であり、**集会の自由**を制限するとして憲法 21 条 1 項に反して違憲だと言えないか。
- 2 (1) 集団行進の自由は動く「集会」であり表現行為の一形態であるとしている。憲法 21 条 1 項が表現の自由を保障するのは表現行為が個人の人格発展に不可欠であり、民主主義社会の維持発展に奉仕するためである。本規定で想定される集団行進は政治的主張を掲げて行なっている者達であるから民主主義社会の発展に資するものとして憲法 21 条 1 項により保障される。
- (2) 本規定は顔を隠して集団行進に参加することを禁止しているから表現の自由を制約していると言える。**ここで、顔を隠さなくても集団行進を行うことは可能であるから表現の自由を制約していないのではないかという反論が想定されるが、報道で顔が映る心配の軽減や就職活動や職場のことを気にせず参加できる等より表現機会を広げる役割も考えられるから、顔を隠して集団行進を禁止することは表現の自由を制約していると言える。**
- 3 もっとも表現の自由は無制限に保障されているわけではなく「公共の福祉」による必要かつ合理的な範囲で制限を受ける。必要かつ合理的なものであるかは、制限される自由の内容及び性質、これに加えられる具体的制限の態様及び程度等を較量して決める。
そして表現の自由は他の基本的人権のうち精神的自由を制約するものであるから**厳格に審査する必要がある。**
よって規制が重要な公共の利益の目的であって、手段が当該集団行進が公共の安全に対し明らかな差し迫った危険を及ぼすことが予見される時に限って規制するものでなければ違憲であると解する。
- 4 **本件規制の目的は集団行進において公共の安全を害する行為が行われているのを抑止することである。実際に集団行進に参加した一部が、商店のショーウィンドウを破壊したり、ゴミ箱に放火する等の暴力的な行為を行なっているから当該目的は公共の利益のために重要であると言える。次に手段については、正当な理由なく、顔面を覆って集団行進をしたものを一律に禁止している。顔面を覆うことによって上述の通り世間の目や評価を気にすることなく自身の意見を主張することができる重要な要素があるため平穩にデモを行なっている者がいる中、一律して顔面を覆っての集団行進を禁止すると多くの危険を生じさせない者達の表現の機会を奪うこととなり、また一概に公共の安全に対し明らかな差し迫った危険を及ぼすことも予見されるとは言えない。**
- 5 よって規制①は憲法 21 条 1 項に反し違憲であると言える。

コメントの追加 [法t1]: 検討対象の指摘、good です

コメントの追加 [法t2]: 事実の指摘は、よくできていると思います。ただし、評価がもう一歩でした。表現内容中立規制とみえるが、表現内容規制なのでは？という議論ができれば、もっと点数が伸びます。
単に制約している、というだけではなく、どのように制約しているか、を論じてこそ、点数がつかます。

コメントの追加 [法t3]: なぜ厳格審査なのでしょう？精神的自由だから、という理由付けでは、点数がつかえません。

コメントの追加 [法t4]: もっとここを深めることができると良いです

第2 規制②について

- 1 規制②は集団行進において公共の安全を害する行為を行なった者が一定比率以上含まれる団体を観察対象とし、当該団体が活動のために利用している機関紙、ウェブサイト、

- S N S アカウント等の報告を義務付ける内容であり、これは憲法 13 条が保障するプライバシー権及び憲法 21 条 1 項が保障する結社の自由を侵害するものとして違憲ではないか。
- 2 (1) 個人情報のみだりに第三者に開示または公開されない自由はプライバシー権の一つとして憲法 13 条により保障されているところ、当該規制は「法律案の骨子」の第 4、1 条に定める観察処分を受けた団体の利用している S N S 等を報告しなければならず、本件自由を制約していると言える。
- (2) 個人がいかなる思想を有しているかといった情報は、人格的関連性が高くプライバシー固有の情報であるから精神的自由であるとして厳格な審査をすべきである。よって目的が重要で手段との間に実質的関連性がある場合に限り合憲であるとする。
- 3 本件規制の目的は公共の安全を害する行為を実効的に抑止するために、そのような行為を助長している団体の活動を把握することである。この目的は公共を安全を守るために重要であると言える。次に手段についてだが、報告を義務の対象となるものは機関紙や団体が利用しているウェブサービス等誰でも見ることができるものであり、S N S に関してもそのサービス利用者であれば誰でも見られるアカウントを想定しているから公的情報に近しいと言える。そうだとすれば報告義務を課す A 2 丁長官はわざわざ構成員に報告を義務付けなくても勝手に監視すれば良いのであるから手段と目的の間に実質的関連性は薄いと言える。
- 4 よって規制②は憲法 13 条に違反する。
- 5 (1) 結社の自由は表現の自由の一形態として 21 条 1 項により保障されているところ、法律案の骨子」の第 4、1 条に定める観察処分を受けた団体に対し、S N S のアカウント等を報告することを義務付けることにかかると自由が制限されていると言える。
- (2) 本件規制は集団行進において公共の安全を害する恐れのある行為を行っていると認められる団体という団体の性質に着目した規制であると言える。このような規制は公権力による恣意的な規制につながる恐れがあるため表現内容規制と同様に厳格に審査されなければならない。よってやむにやまれぬ利益のために必要最小限度の規制でなければ違憲となる。
- 6 本件の規制の目的は上述の通り公共の安全を害する行為を実効的に抑止することであり、公共の利益のために必要不可欠であると言える。次に手段については実際に問題を起こし逮捕された者の中には相当数前記団体の構成員が含まれていたが、半数ほどは団体とは関係なく、の都度結成された集団であり、それ以外にも場に刺激されて一般の参加者であった。したがって前記団体を監視するだけでは公共の安全を守れるとは言えず、必要最小限度の制約とは言えない。
- 7 よって規制②は憲法 21 条 1 項にも違反する。
- 8 以上から規制②は違憲である。

以上

コメントの追加 [法t5]: 安易な認定になっています。審査基準の定立までに理由を書くべきです。

コメントの追加 [法t6]: もう少し掘り下げる

コメントの追加 [法t7]: 等しいとはいえないのではないのでしょうか。

コメントの追加 [法t8]: どういう意味ですか。

コメントの追加 [法t9]: もう少し詳細に認定する

令和3年司法試験
論文式試験問題集【公法系科目第1問】

第1 規制①の憲法適合性について、表現の自由（憲法21条1項）に違反しないか

1 (1) 本件法律案3条1項【以下、法令名「案」とする】では、何人も、「集団行進において、正当な理由なく、顔面を覆う行為をしてはならない。」と定めている。ここでの「顔面を覆う行為」とは、手段のいかんを問わず顔面の全体又は一部を覆い、容貌の確認を困難にする行為のことである（案2条1項）。また、正当な理由とは感染症対策や健康上の理由でマスクをする、信仰上の理由から顔を隠すといった理由である。そして、3条1項に違反したものは10万円以下の過料に処される。よって、集団行進において、正当な理由なく容貌の確認を困難にした場合には、処罰されることになる。これは、匿名で集団行進により表現行為を行うことが制限されているといえる。

(2) 憲法21条1項の表現の自由が保証される根拠としては、言論活動を通じて各人は自己の人格的形成や発展につながり、また、表現は言論活動を通じて政治的意思決定に関与する民主政に資する価値を有するからである。なお、表現の自由は内容によって保護の有無を決めようと、真に保護が必要な表現行為まで萎縮してしまうおそれがあるため、表現行為は表現内容に関わらず原則保障される。

また、表現の自由を行使するには表現のための物理的な場所が必要になる。一般公衆が自由に出入りできる場所はそれぞれ本来の目的を有しているが、表現のための場所として役立つことが少ない。いわゆる「パブリック・フォーラム」が表現の場所として用いられるときには、所有権や管理権の制限はあるとはいえ、その機能にかんがみ、表現の自由の保障を可能な限り配慮する必要がある（吉祥寺駅ビラ配布駅事件、伊藤正己補足意見）。さらに表現には政治的批判を含むことがあり、集団行進での意見表明や匿名での意見表明ができなければ、弾圧をおそれて表現行為が萎縮してしまう。そのため、**集団行進での意見表明や匿名での意見表明は表現の自由により保障されると解される。**

2 案1条では、「公共の安全」を害する行為を抑止することを目的としている。そして、合憲性を判断するにあたっては、表現の自由の制約は、基本的人権のうちの精神的自由を制約するものであるから、経済的自由の制約における以上に厳格な基準の下にされなければならない。したがって、人の生命、身体、財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が表現の自由を保障するよりも優越する場合に合憲となると解すべきである。**その危険性の程度としては単に危険な事態を生じる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要であると解される。**そこで、「明白かつ現在の危険の基準」にて合憲性を審査する。また、本条文は、**薬物に?** 関する情報を発信しただけで適用されるようにゆるやかな要件に思われるが、他条文や関係する法律の趣旨から、上記の要件および範囲内でのみ制限されると解すべきである。

3 (1) 明白かつ現在の危険とは、①実質的害悪を引き起こす蓋然性が明白であり、②実質的害悪が極めて重大であり、その重大な害悪の発生が時間的に切迫していること③当該規制手段がその害悪を避けるのに必要不可欠である場合に合憲となる。

(2) 本件においては、大規模なデモでは、参加者の大部分は平穏に集団行進を行っていた。しかし、その最中に、顔を隠した参加者の一部が、商店のショーウィンドウを破壊する、ごみ箱に放火するなどの暴力的な行為を行うようになった。さらに、いくつかのデモでは、顔を隠した参加者の一部が警備に当たる警察官を負傷させ、それぞれ数十名が逮捕される事態となっており、実質的害悪を引き起こす蓋然性は明白である（①充足）。デモの最中に暴力的

コメントの追加 [法11]: 不正確。規制①によって、何が規制されているのか、を明示すること

コメントの追加 [法12]: 場所は必ず必要ではないのでは？

コメントの追加 [法13]: 検討対象の自由を、(点数表の) ①と②いずれかが分からず、点数が付きませんでした。

コメントの追加 [法14]: 本件にはどのような制約がなされているか、言及すること。一般論だけだと点数が付きません。

な行為が散発的に行われることがあり、実質的害悪は極めて重大であるが、デモの参加者は SNS で参加者を集めていることもあり、時間的に切迫しているとはいえない（②充足せず）
（３）以上より、規制①は違憲となる。

第２ 規制②の憲法適合性について

規制②の～は、憲法 13 条に違反しないか。

1（１）憲法 13 条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しているところ、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有するものと解される。

（２）規制②では、集団行進において公共の安全を害する行為を行った者が一定比率以上含まれる団体を観察対象として指定し、当該団体がその活動のために利用している機関紙、ウェブサイト、SNS のアカウント等について、報告を義務付けられている。これは、自己の個人情報を自己の意思によらずに開示するものであり、プライバシーが侵害されているといえる。

2（１）規制②により報告義務の対象となるのは、サービスの利用に当たって用いている氏名、住所、パスワード等の情報は含まれていないが SNS のアカウント等も報告される。

プライバシーの権利の重要性に照らし、必要かつ合理的なものということができない限り、許されない。そして、本件規定が必要かつ合理的な制約を課すものとして憲法 13 条に適合するか否かについては、本件規定の目的のために制約が必要とされる程度と、制約される自由の内容及び性質、具体的な制約の態様及び程度等を較量して判断されるべきものと解するのが相当である。

（２）本件は公共の安全を守るため、問題となっている団体のアカウント等を監視するためにアカウント情報を開示させるものである。それによりプライバシーの権利が侵害されることになる上、SNS 上で表現をすることすらも委縮してしまう。第 1 の 3(2)同様、実質的害悪の危険性がせつぱくしているとはいえない状況ではない以上、制約が正当とは言えない。

（３）以上より、規制②は違憲となる。

コメントの追加 [法15]: 元々公表されている情報ではないですか？

第2回 再チャレンジ 2024年8月9日用

司法試験 2021年（令和3年） 公法系第1問

第1 規制①の合憲性について

- 1 規制①は、集団行進の自由（憲法21条1項）を侵害し違憲ではないか。
- 2 集会の自由とその制約

（1）集会とは、多数人が共通の目的をもって、一定の場所に一時的に集まることをいう。集団行進は、多数人がデモという、共通の目的の下、一定の場所に一時的に集まるため、集会にあたる。

集会は、人の意見を表明するための手段であり、個人の自己実現にもつながるものである。集団行進も動く集会として、憲法21条1項により保障されている。

（2）規制①は、公共の安全を害する行為の抑止及び公共の安全を害する行為を助長する団体の規制に関する法律案の骨子第3により、顔を隠して集団行進に参加することを禁止している。これは集会の自由の制約と認められるか。

たしかに、規制①は、集団行進それ自体を禁止しているわけではない。しかし、SNS等では、デモの報道で顔が映ることを心配したり、就職活動や職場での悪影響を気にしたりする意見が多くある以上、顔の秘匿を禁止することでデモに参加することを躊躇する者も存在する可能性が十分にあり、規制①は、集会の自由に対する制約に当たると解する。

- 3 このような規制①は、正当といえるか。

（1）判断基準

集会の自由は、国民の自由な情報の伝達という民主政に不可欠な権利である。さらに、デモ行進は、道路上で行われることが多く、国民が容易に自己の主張を世論に訴えることを可能にする重要な手段である。そして、集団行進に参加することで社会的に不利益な影響を受けることが懸念される現代において、顔を隠して集団行進に参加することは、匿名性を確保することにより重要な権利を実現可能とする手段であると評価することができ、集会の自由の保障を担保する重要な要素であるといえる。

一方、集団行進は、純粋な表現行為とは異なり一定の行動を伴うことから、他者の権利利益との衝突も生じうるため、無制限に許されるとは言えない。また、規制①はあくまで集団行進を禁ずるものではない。さらに、顔を隠して集団行進をすることそれ自体に意味は込められていないため、表現の内容規制ではない。

したがって、規制①の違法性の判断に当たり、厳格な基準を適用することは妥当ではないと言ふべきである。

そこで、規制①が正当といえるかについては、合理的かつ明確な基準を満たす場合、すなわち、目的が重要であって、手段が目的との関係で、実質的関連性を有すると言える場合に限り解すべきである。

（2）規制①の目的は、集団行進において公共の安全を害する行為が行われるのを抑止することである。実際に、大規模なデモの最中に、顔を隠した一部の参加者が、商店のショー

コメントの追加 [法t1]: 説明が足りないです。ここを膨らましてかくと点数に繋がります

コメントの追加 [法t2]: 上記コメント部分との整合性がとれていない気がします。
匿名表現のメリットとデメリットの間のなやみを見せる部分です。内容規制ではない、というには短絡的だったと思います

ウィンドウを破壊する、ゴミ箱に放火するなどの暴力的な行為を行うようになったり、いくつかのデモでは、警備に当たる警察官を負傷させたりしている。そうすると、規制①の目的は、市民の生命、身体、財産の安全の保護に資するものであり、重要であると言える。

規制①は、顔を隠して集団行進に参加することを禁止するものであるが、顔を隠して集団行進することになれば、誰がやっているか分からないという感覚が生じて、普段はしない行動に走る面がある。デモの最中に、暴力的な行動をとった参加者が多数いたことも鑑みると、集団行進に参加する際に、顔を隠すことを禁止することは、目的に資するものであり、必要性が認められる。

しかし、規制①は、一律に顔を隠して集団行進に参加することを禁止するものであるが、この手段への反対意見として、大規模のデモの参加者の多くは、顔を隠していても平穩に集団行進を行っているため、暴力的な行動を目的とする参加者のみを対象にすべきであって、より制限的でない手段をとるべきであるという意見が想定される。

もっとも、逮捕者の中には、その場の雰囲気刺激され、突発的に暴力行為をした一般の参加者も含まれており、逮捕者が、その一部にとどまっている現状、および、このような集団行進のスタイルが大きな注目を集めている現状に鑑みると、今後参加者による暴力行為の増加の可能性が高く、より制限的でない手段によっては目的を達成することが困難である。したがって、相当性も認められる。

以上より、規制①は合憲である。

第2 規制②について

1 規制②は、観察対象とされた指定団体がその活動のために利用している機関紙、ウェブサイト、SNSのアカウントなどについて、報告することを義務付ける点で、当該団体の活動の自由（21条1項）を侵害し、違憲とならないか。

2 結社の自由とその制約

まず、結社とは、一定の目的の下で活動するために人が組織化されたものをいうと解される。本件における指定団体はその政治的主張を掲げる目的の下、多数人が組織的にデモを行うために組織化された団体であるから、結社にあたる。したがって、指定団体の活動の自由は、結社の自由として、21条1項によって保障される。

規制②は結社の自由への制約と言えるか。

規制②は、機関紙、ウェブサイト、SNSのアカウント等の誰もが自由に閲覧できるものに報告義務を課すにとどまり、サービスの利用にあたって用いている氏名、住所、パスワードなどの情報の報告を義務付けないものであるから、指定団体の活動が困難になるとは言えず、制約が認められないとする見解も想定される。

しかし、もともと公開されている情報であっても、強制的に報告義務が課されることは、自由な団体活動に対する圧力となり、萎縮効果を生じさせるのであるから、規制②は、本件自由を制約すると言える。

3 規制②は正当といえるか。

コメントの追加 [法t3]: 一律に規制することは過剰規制といえないか、表現行為の重要性を論じるのであれば、それを簡単に制限していいのか、という問題意識もかく

(1) 判断基準

結社の自由は、一定の目的のもとに集まった人々の活動を保障するものである点で、自己実現の価値と直結するといえる。また、民主政の価値に鑑み、自己統治の価値と関連する重要な権利である。

また、上記制約は団体活動を委縮させるものであるが、団体活動そのものを法的に禁止するものではない。

そこで、規制②が正当と言えるかは、目的が重要であるか、目的と手段の間に実質的関連性があるかにより判断すべきである。

(2) 規制②の目的は、集団行進により、公共の安全を害する行為を実効的に抑止するために、そのような行動を助長させる団体の活動を把握することにある。骨子1は、骨子の目的として公共の安全を害する行為を抑止するとともに、そのような行為を助長する団体の活動状況を明らかにするために必要な措置を定め、もって公共の安全の確保に寄与することを目的としている。

そこで、規制②は、国民の生命、身体、財産の保護を目的とする重要なものであると言える。

規制②の対象は、「集団行進において公共の安全を害する行為を行っていると認められる団体」であり、「5年間に」かかる「行為を行い刑に処された者の比率が...基準...を超える団体」であるから、このような団体には公共の安全を害する蓋然性が認められる(骨子第2の3)。

そこで、特定団体に対して、報告義務が課せられることとなれば、A2庁は、特定団体の活動内容について把握することが可能となる。そして、暴力行為がなされることを事前に防止することが可能になる。

したがって、手段は、目的に資するものであり、必要性が認められる。

また、規制②は、構成員の10パーセント以上という基準を設けており、指定の対象を、実際に問題を起こした団体だけに絞込むことができている。さらに、規制②は、構成員が個人名義のアカウントを使って団体の主張を流布する場合も含めて報告義務を課しているが、現在問題となっている団体は、団体名を使っているウェブサイト、SNSに限らず、様々なルートで公共の安全を害する行為を助長する可能性があるから、構成員が個人名義のアカウントを使用する場合も網羅的に把握し、継続的に観察することを要する。そのため、より制限的でない他の手段は想定しえず、相当性も認められる。

したがって、規制②の手段は、目的と手段の間に実質的関連性があるといえる。

よって、規制②は、合憲である。

コメントの追加 [法t4]: 本当の目的は別にあるのではないのでしょうか？

コメントの追加 [法t5]: 本件にとってマイナスな事情にも触れることができると良かったです。

以上